

定 款

株式会社デジタルガレージ

株式会社デジタルガレージ

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は株式会社デジタルガレージと称し、英文にては” Digital Garage, Inc.”と表記する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことならびに次の事業を営む会社（外国会社を含む。以下この条において同じ。）およびこれらに相当する業務を営む会社の株式または持分を取得、所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。

1. コンピュータおよびその周辺機器、通信機器等の開発、製造、販売、輸出入、保守管理、計算受託、賃貸、仲介ならびに情報通信網の企画、開設請負の事業
2. 電気通信事業
3. 放送番組の企画、制作、販売ならびに放送法に基づく放送事業および放送関連技術の開発、制作、指揮および販売事業
4. 広告宣伝および各種販売促進に関する企画、制作、売買、斡旋、仲介、運営ならびにコンサルティング業
5. 通信販売事業
6. 古物の売買事業
7. 旅行業法に基づく旅行業、旅行代理店業
8. 人材コンサルティング事業
9. 料理、語学その他各種学校の経営に関する事業
10. マーケティングリサーチ、セールスプロモーション、パブリックリレーションズ活動の企画、運営および経営情報の調査、収集、処理および提供ならびにコンサルティング事業
11. 音声・映像のソフトウェア（ディスク、テープ、フィルム）その他データ記録媒体の企画、制作、上映、販売、輸出入およびソフトウェアの賃貸の事業
12. 書籍、新聞、雑誌、各種刊行物、写真、楽譜、出版物ならびに電子出版物の企画、編集、著作、制作、製版、販売および輸出入の事業
13. 演劇、ミュージカル、コンサートその他各種イベントの企画および運営の事業
14. 店舗、貸会議室、スタジオ、ショールーム、イベント会場等の企画、管理および運営の事業
15. 各種商品の企画およびその受託の事業
16. キャラクター商品、玩具、装飾品および日用雑貨の製作、販売および輸出入の事業
17. ディスプレイ用資材、可動装置、制御装置、衣料用品、食料品、酒類、スポーツ用品、化粧品、貴金属、宝石、美術品等およびこれらに関する販売促進品の企画、設計、製作、製造、販売および輸出入の事業
18. 飲食店業
19. コンビニエンスストアの経営の事業

20. 宿泊施設の経営、管理および運営の事業
21. 遊園地、遊戯場等に関する施設の企画、設計、監理のコンサルティングならびにそれら施設の利用の割引カードの発行、普及、発展、調査、指導および加盟店の管理に関する事業
22. ビデオ、レコード、コマーシャル、映画などの音声および映像作品の企画、制作、編集、販売および配信の事業
23. 俳優、舞踏家、演奏家、歌手および作家の養成、管理ならびに出演の斡旋の事業
24. コンピュータ・ソフトウェアの設計、プログラム開発および研究ならびにコンピュータ・ソフトウェアの技術提供および保守管理に関する事業
25. 各種映像およびニューメディアに関するシステム開発、設計および販売の事業
26. コンピュータ・システム、ソフトウェア、ハードウェアおよびインターネットのホームページの企画、設計、プログラム開発および企画、研究、開発、制作、管理、運用、販売、輸出入ならびにコンサルティング事業
27. 情報の収集、情報処理、情報提供サービスおよび研究開発ならびにこれらに関するセミナーや講演会の企画、立案および運営事業
28. 電子技術を利用した情報流通システムの企画、デザイン、編集およびコンサルティング事業
29. 知的財産権、肖像権、商品化権、ノウハウ、システムエンジニアリングその他ソフトウェアの取得、企画、制作、保全、利用許諾、販売、貸与、コンサルティングおよび管理運用ならびにこれらの仲介事業
30. 労働者派遣法に基づく労働者派遣業
31. 有料職業紹介業
32. インターネット接続事業
33. インターネット等のネットワークを利用した決済処理に関する事務代行の事業、不正対策に関する事業
34. インターネット等のネットワークを利用したショッピングモールその他の商品の売買システムの設計、開発、管理、運用および保守ならびにその受託事業、ならびに関連する物流センターの管理運営および物流情報の収集処理事業
35. インターネット等のネットワークを利用した商取引における商品の調達、保管、在庫管理、仕分、受発注、宅配等の集荷および配送に関する事務代行の事業ならびに陸上運送業務、海上運送業務、航空運送業務、荷役作業請負業および倉庫事業
36. コンピュータネットワークにおける、暗号技術を用いた当事者登録、確認（認証）および電子証明書発行のサービスならびにその仲介に関する事業
37. 金融業
38. 貸金業
39. 銀行代理業
40. 外国為替取引業
41. 生命保険の募集および損害保険代理店事業
42. 金融商品、不動産証券化商品、通貨および暗号資産等の取得、売買、投資、保有および運用事業
43. 融資、債務の保証および債権買取を含めた信用供与とこれらの斡旋および仲介ならびに債権の買取り事業
44. 集金代行業
45. 資金移動業および前払式支払手段の発行業務

46. 電子決済等代行業
47. クレジットカード業
48. 暗号資産取引または暗号資産に係る店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎまたは代理事業
49. 暗号資産関連のサービスの提供ならびにシステム開発および提供に関する事業
50. 暗号資産およびブロックチェーンを活用した金融取引商品およびそのインフラの開発および提供に関する事業、オンライン金融業務システムの開発および保守事業
51. 暗号資産の売買またはその媒介、取次ぎもしくは代理であって、電子情報処理組織を使用して、同時に多数の者を一方の当事者または各当事者として、一定の売買価格の決定方法またはこれに類似する方法により行う事業
52. 業務提携、資本提携、組織再編行為等の斡旋および仲介事業
53. 投資事業有限責任組合財産の運用および管理ならびに投資事業有限責任組合財産持分の募集、販売事業
54. 経営一般および株式公開に関するコンサルティング業務
55. 投資顧問業および投資業
56. 証券業、証券仲介業ならびに証券事務処理に係わる事業
57. 不動産の売買、賃貸、管理、仲介、斡旋および鑑定事業
58. 不動産特定共同事業
59. 都市開発、都市計画に関する企画、調査、設計および監理事業
60. 建物の設計および施工監理、建築および設備工事
61. 建築または建物内部のための資材および装飾品等の輸出入、販売、斡旋および仲介事業
62. 動産、自動車および電話加入権の販売、リース、レンタルおよびその仲介事業
63. 企業経営戦略、マーケティング戦略の企画、立案およびコンサルティングの事業
64. 会計帳簿の記帳の代行、原価計算、決算書類の作成等の会計、経理に関する事務の請負事業
65. 顧客データベースの作成、管理および提供の事業
66. インターネット等のネットワーク上の広告に関する効果の調査受託および当該広告に関連する情報システムの販売の事業
67. コールセンター運営事業
68. 医療・ヘルスケアに関する調査、企画、研究、製造、販売および関連システムの開発・提供ならびに医療・ヘルスケア事業に関する IT を活用したその他一切の事業
69. 前各号に付帯または関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、120,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(自己の株式の取得)

第10条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当会社の株式に関する取り扱いおよび手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あると

きに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

（招集権者および議長）

第15条 株主総会は、代表取締役のうち1名がこれを招集し、議長となる。

2 代表取締役に欠員または事故があるときには、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（買収防衛策の導入）

第19条 当会社は、株主総会の決議により、当会社の企業価値および株主の共同の利益が不当に害されることを未然に防止するために、買収防衛策として一定のルールを導入または更新することができる。

第4章 取締役および取締役会

（員数）

第20条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

（選任方法）

第21条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上

を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- 3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

（任期）

第22条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。

（代表取締役）

第23条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

（役付取締役）

第24条 取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第25条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役のうち1名がこれを招集し、議長となる。

- 2 代表取締役に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第26条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の省略）

第27条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（重要な業務執行の決定の委任）

第28条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定に基づき、取締役会の決議により、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（取締役会規程）

第29条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第31条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(顧問、相談役)

第32条 当会社は、取締役会が指名する顧問あるいは相談役を置くことができる。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第35条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

（事業年度）

第37条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

（剰余金の期末配当の基準日）

第38条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

（中間配当の基準日）

第39条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

（配当の除斥期間）

第40条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附 則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

- 第1条 当会社は、平成28年9月29日開催の第21回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 平成28年9月29日開催の第21回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条第2項の定めるところによる。